

2015年2月19日 全13頁

# 法律・制度 Monthly Review 2015. 1

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、内閣が平成27年度予算案を閣議決定したこと（14日）、金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」が「報告書」を公表したこと（28日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	3
○2月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
バーゼル委、オペリスクの見直しへ	5
○レポート要約集	9
○1月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○1月のウェブ掲載コンテンツ	13

## ◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
15日	本人確認等に係る犯収法の2014年改正 ～犯罪収益移転防止法（犯収法）の2014年改正～	堀内 勇世	金融制度	9
	コーポレートガバナンス・コードと金商法、 会社法の論点① ～コーポレートガバナンス・コード原案の概略～	横山 淳	金融商品 取引法	20
16日	バーゼル委、オペリスクの見直しへ ～【市中協議文書】粗利益を指標とする 非モデル手法の廃止へ～	鈴木 利光	金融制度	10
	平成27年度税制改正大綱の概要 ～大綱の全体像～	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	7
20日	法律・制度 Monthly Review 2014.12 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	13
23日	流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件（案） ～【金融庁告示案】国際統一基準行、 2015年度第1四半期よりLCR開示～	鈴木 利光	金融制度	5
	バーゼルⅢの初歩 第15回 「流動性カバレッジ比率」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
27日	消費税増税等の家計への影響試算 （2015年度予算案反映版） ～2011年から2018年までの 家計の実質可処分所得の推移を試算～	是枝 俊悟	税制	15
	会社法改正に伴う金融商品取引法関連法令の見直し ～整備法による金融商品取引法改正と 同施行令の改正～	横山 淳	金融商品 取引法	8
29日	バーゼル委、ソブリン・リスクの見直しへ ～【BCBSワーク・プログラム（2015-2016）】 見直しの内容や時期は未定～	鈴木 利光	金融制度	6

## ◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。 ◇NISAの1年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016年1月1日以後償還のものに限る）。 ◇国外証券移管等調書制度の導入。
9日	◇内閣、平成26年度補正予算案を閣議決定。
13日	◇米SEC（証券取引委員会）、エクイティ市場の構造に関する諮問委員会を設置。
14日	◇内閣、平成27年度予算案を閣議決定。 ◇内閣、「平成27年度税制改正の大綱」を閣議決定。 ◇中小企業の会計に関する指針作成検討委員会、「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案を公表（2月13日まで意見募集）。 ◇米SEC、証券派生スワップ市場の透明性の向上に係る規則を採択。 ◇米FASB（財務会計基準審議会）、金融商品の新会計基準を2015年第2四半期中に公表する予定である旨を審議会にて明らかにする。
16日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」・第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」の改正を公表。
20日	◇社会保障審議会企業年金部会、「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を公表。
21日	◇政令の公布により、独禁法改正（平成25年度改正）の施行日が4月1日に決定。 ◇米SEC、米大手格付け機関のCMBSに対する格付けを巡って和解が成立した旨、公表
23日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼル委ワーク・プログラム（2015-2016）」を公表。ソブリン・リスクの規制上の取扱いを見直す旨、公表。
26日	◇第189回通常国会、召集。
28日	◇政令の公布により、会社法改正の施行日が5月1日に決定。 ◇金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」、「報告書」を公表。投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方に関するもの。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかるリスク削減基準」を公表。 ◇監査等委員会設置会社への移行方針を公表した上場企業が現れる。
30日	◇厚生労働省、「平成27年度の年金額改定について」を公表。平成27年度の公的年金支給額は前年度比+0.9%の改定。初のマクロ経済スライド適用。

## ◇2月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2015年 (H27)	3月31日	◇流動性カバレッジ比率の適用開始（国際統一基準行）。 ◇レバレッジ比率の開示開始（国際統一基準行）（予定）。
	4月1日	★法人税改革の実施。 ・法人税（国税）の税率引き下げ（25.5%→23.9%）。 ・法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ・受取配当等の益金不算入制度が縮減。 ・繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の80%→65%）。 ・研究開発促進税制の総額型上限が縮小（法人税額の30%→25%）。 ★結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の創設。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。 ◇公的年金支給額が前年度比+0.9%の改定。 ◇独占禁止法改正法の施行。公正取引委員会が行う審判制度の廃止、意見聴取手続の整備など。
	5月1日	◇会社法改正法の施行。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	6月まで	◇コーポレートガバナンス・コードの策定（予定）。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
	12月31日	★2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	★NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ★法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ★ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ★住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ★非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	4月1日	★消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ★繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ★欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	10月1日	★住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※原則として、1月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している（ただし、「平成27年度税制改正大綱」により改正されることとされているものには★印を付し、現行税法より優先して記載している）。1月中に決定した内容は太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。

## ◇今月のトピック

## バーゼル委、オペリスクの見直しへ

2015年1月16日 鈴木 利光

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150116\\_009348.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150116_009348.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 新しい標準的手法 (revised SA) によるオペレーショナル・リスク相当額の算出

$$K_{SA} = [\sum_{years 1-3} \sum (BI_j \times \alpha_j)] / 3$$

(出所) パーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し (市中協議文書)」 (2014年10月6日公表。以下、「市中協議文書」)

(注)

- $K_{SA}$  = 新しい標準的手法 (revised SA) におけるオペレーショナル・リスク相当額
- $BI_j$  = ある年のバケット “j” (1...n) に対応するビジネス指標 (BI) の年間評価額
- $\alpha_j$  = バケット “j” の係数 (掛目)

図表2 ビジネス指標 (BI) の構成要素：資金 (Interest component)

構成要素	損益計算書上の科目	ビジネス指標 (BI) の算出	科目の説明	科目の例
資金 (Interest)	資金運用収益 (Interest income)	絶対値 (資金運用収益 - 資金調達費用)	全ての金融資産 (※) から生じる資金運用収益	貸出金から生じる資金運用収益
	資金調達費用 (Interest expense)			売却可能金融資産 (その他有価証券)、満期保有目的債券、公正価値オプションを適用する金融商品、売買目的有価証券の保有から生じる資金運用収益
資金調達費用 (Interest expense)				ヘッジ会計を適用するデリバティブから生じる資金運用収益
	資金調達費用 (Interest expense)			その他の資金運用収益
資金 (Interest)		資金運用収益 (Interest income)	絶対値 (資金運用収益 - 資金調達費用)	全ての金融負債 (※) から生じる資金調達費用
	資金調達費用 (Interest expense)			
		資金調達費用 (Interest expense)		
	資金調達費用 (Interest expense)			

(※) プライマリーの金融商品、ヘッジ会計を適用するデリバティブ等。

(出所) 市中協議文書の Annex 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 ビジネス指標 (BI) の構成要素 : 役務 (Services component)

構成要素	損益計算書上の科目	ビジネス指標 (BI) の算出	科目の説明	科目の例
役務 (Services)	役務取引等利益 (Fee and commission income)	+ (合算)	金融サービス等の提供による手数料収益	以下の手数料収益
				➤ 証券 (発行・組成又は顧客のオーダーの受領・伝達・執行)
				➤ 清算・決済
				➤ 資産運用
				➤ カストディ
				➤ 受託
				➤ 決済代行
				➤ ストラクチャード・ファイナンス
				➤ 証券化に伴うサービス
	役務取引等費用 (Fee and commission expenses)	+ (合算)	金融サービスの提供の委託等による手数料・費用 (アウトソース分を含む)	以下の手数料・費用
				➤ 清算・決済
				➤ カストディ
その他利益 (Other operating income)	+ (合算)	他のビジネス指標 (BI) には区分されないが、それらに類似する、通常の銀行業務による収益	➤ 証券化に伴うサービス	
			➤ コミットメント及び保証 (受領)	
			➤ 外国取引	
その他費用 (Other operating expenses)	+ (合算)	次の (i) (ii) による費用・損失 (i). 他のビジネス指標 (BI) には区分されないが、それらに類似する、通常の銀行業務 (例: 役務取引) (ii). オペレーショナル・リスクに該当する事例 (事前の引当金計上なし)	投資不動産の賃料	
			オペレーティングリース及びファイナンスリースによる収益	
			売却目的で保有する非流動資産及び処分グループ (廃止事業に該当しない) による利益	
				オペレーティングリース及びファイナンスリースの費用
				売却目的で保有する非流動資産及び処分グループ (廃止事業に該当しない) による損失
				損益計算書への直課、及びオペレーショナル・リスクに該当する事例によるコスト (※) (事前の引当金計上なし)

(※) 例: 罰金、和解金

(出所) 市中協議文書の Annex 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 ビジネス指標 (BI) の構成要素 : 金融 (Financial component)

構成要素	損益計算書上の科目	ビジネス指標 (BI) の算出	科目の説明	科目の例
金融 (Financial)	金融業の純損益 (Net Profit (Loss) on financial operations)	絶対値 (トレーディング勘定の純損益) + 絶対値 (銀行勘定の純損益)	金融業の純損益 (トレーディング勘定及び銀行勘定)	売買目的で保有する金融資産・金融負債 (※1) の純損益
				損益を通じて公正価値で測定する金融資産・金融負債の純損益
				損益を通じて公正価値で測定しない金融資産・金融負債 (※2) の純損益
				ヘッジ会計の適用による純損益
				為替差損益

(※1) 例：デリバティブ、債券、エクイティ、貸出金、ショート・ポジション等

(※2) 例：売却可能金融資産（其他有価証券）、貸出金、満期保有目的投資、償却原価で測定する金融負債

(出所) 市中協議文書の Annex 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 指標の比較：粗利益とビジネス指標 (BI)

構成要素	粗利益の算出	ビジネス指標 (BI) の算出
資金 (Interest)	資金運用収益 - 資金調達費用	絶対値 (資金運用収益 - 資金調達費用)
役務 (Services)	役務取引等収益 - 役務取引等費用 + その他利益	役務取引等利益 + 役務取引等費用 + その他利益 + その他費用
金融 (Financial)	トレーディング勘定の純損益	絶対値 (トレーディング勘定の純損益) + 絶対値 (銀行勘定の純損益)
その他 (Other)	配当所得	(なし)

(出所) 市中協議文書の Table 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 ビジネス指標 (BI) の規模に応じた規制上の係数 (掛目)

ビジネス指標 (BI) の規模 (単位 : 百万ユーロ)	規制上の係数 (掛目)
100 以下	10%
100 超 1,000 以下	13%
1,000 超 3,000 以下	17%
3,000 超 30,000 以下	22%
30,000 超	30%

(出所) 市中協議文書の Table 2 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 「ビジネス指標 (BI) × 規制上の係数 (掛目)」の計算例 : layered approach

銀行	ビジネス指標 (BI) の規模 (単位 : 100 万ユーロ)	ビジネス指標 (BI) × 規制上の係数 (掛目)
A	80	$80 \times 10\% = 8$
B	800	$100 \times 10\% + 700 \times 13\% = 101$
C	2,000	$100 \times 10\% + 900 \times 13\% + 1,000 \times 17\% = 297$
D	20,000	$100 \times 10\% + 900 \times 13\% + 2,000 \times 17\% + 17,000 \times 22\% = 4,207$
E	40,000	$100 \times 10\% + 900 \times 13\% + 2,000 \times 17\% + 27,000 \times 22\% + 10,000 \times 30\% = 9,407$

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【15日】

#### 本人確認等に係る犯収法の2014年改正 ～犯罪収益移転防止法（犯収法）の2014年改正～

2014年11月19日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

マネー・ローンダリングの防止等を目的として、事業者（銀行など）による顧客等の取引時確認（いわゆる本人確認など）、確認の記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の制度を定めた法律を改正するものである。

疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備、コルレス契約締結時の厳格な確認義務の明示、事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充などが行われている。

今後、政省令の改正などが行われることになると思われる。その中で、本人確認の書類についての改正なども行われる可能性もある。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150115\\_009341.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150115_009341.html)

#### コーポレートガバナンス・コードと金商法、会社法の論点①

##### ～コーポレートガバナンス・コード原案の概略～

2014年12月12日、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」は、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(「コード原案」)をとりまとめた。

これは、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」をベースとしつつ、英国などにおける同様の原則・指針なども参考として、上場会社における実効的なコーポレートガバナンスの実現のための主要な原則(の原案)を定めたものである。

「コード原案」の定める規範については、基本的に「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)と「コンプライ・オア・エクスプレイン」(Comply or Explain)の考え方が採用されている。また、「コード原案」の意義について、いわゆる「攻めのガバナンス」が強調されていることも大きな特徴である。

「コード原案」は、今後、意見募集(パブリックコメント)の後、2015年2月頃にも最終的な形にまとめられ、東京証券取引所における必要な制度整備を行った上で、2015年6月1日からの適用が想定されている。

本稿では、「コード原案」の概略を紹介する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150115\\_009344.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150115_009344.html)

### 【16日】

#### バーゼル委、オペリスクの見直しへ

##### ～【市中協議文書】粗利益を指標とする非モデル手法の廃止へ～

2014年10月6日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し(市中協議文書)」を公表している(コメント提出期限は2015年1月6日)。

市中協議文書は、オペレーショナル・リスクがバーゼルⅡの合意(2004年)で新たに自己資本比率の分母に導入されて以降初めて、その算出方法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。

市中協議文書が提案する新しい標準的手法(revised SA)は、現行の粗利益を指標とする非モデル手法(基礎的手法及び粗利益配分手法)に取って代わる算出方法である。

まず、新しい標準的手法 (revised SA) は、指標の精緻化を試みている。すなわち、基礎的手法と粗利益配分手法が指標としている粗利益ではなく、より統計的に優れた「ビジネス指標」(BI) を指標とする旨提案している。

そして、業務区分 (business line) ではなく、ビジネス指標 (BI) の規模に応じた規制上の係数 (掛目) の適用を提案している。

わが国の銀行の大部分は、粗利益を指標とする非モデル手法を採用していると思われることから、それらの銀行において算出方法の変更による事務的負担が発生することは間違いない。

そこで、市中協議文書を (最終規則文書の公表を経て) わが国で実施するにあたっては、少なくとも国内基準行については現行の粗利益を指標とする非モデル手法の選択適用を認めるといった緩和措置が採られるか否かが問題となり得よう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150116\\_009348.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150116_009348.html)

## 平成 27 年度税制改正大綱の概要

### ～大綱の全体像～

2014 年 12 月 30 日に与党 (自由民主党・公明党) の平成 27 年度税制改正大綱 (以下「大綱」という) が公表された。

大綱では、N I S A の年間投資上限額引上げ (100 万円⇒120 万円)、ジュニア N I S A の導入 (年間投資上限額 80 万円) などが盛り込まれている。

法人実効税率を平成 27 (2015) 年度から数年で 20% 台まで引き下げることを目指し、第一段階として、標準税率ベースで現行の 34.62% から、名目上、平成 27 (2015) 年度に 32.11% (現行税率比▲2.51%)、平成 28 (2016) 年度に 31.33% (現行税率比▲3.29%) まで引き下げることとしている。財源確保のため、受取配当等の益金不算入の縮減 (法人への配当課税強化)、欠損金の繰越控除の縮減 (上限の縮小、繰越期間の延長)、研究開発減税の縮小、外形標準課税の拡大 (大法人向けの法人事業税の改正) などを行う。

消費税については、10% への税率引上げ時期を、平成 27 (2015) 年 10 月から平成 29 (2017) 年 4 月へと 1 年半延期することとしている (景気判断条項なし)。他方で、軽減税率制度については、平成 29 (2017) 年度からの導入を目指して早急に具体的な検討を進め、税率 10% 時に導入することとしている。

その他、国際的な租税回避の防止のための各種措置の導入、「結婚・子育て (出産を含む) 資金の一括贈与非課税措置」の新設等の贈与税非課税措置拡充、住宅ローン減税の適用期限延長、エコカー減税の見直し、たばこ税の引上げ、ふるさと納税の拡充などが図られている。

2015 年 1 月 14 日には、閣議決定された政府の大綱 (以下「政府大綱」という) が公表されている。今後、通常国会に改正税法の法案が提出され、3 月末までに改正税法が可決・成立する予定である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150116\\_009350.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150116_009350.html)

## 【20 日】

### 法律・制度 Monthly Review 2014.12

#### ～法律・制度の新しい動き～

2014 年 12 月の法律・制度に関する主な出来事と、2014 年 12 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2014 年 12 月は、投資信託・投資法人制度の改正が実施されたこと (1 日)、OECD が BEPS 行動計画に係るディスカッションドラフトを公表したこと (16 日など)、コーポレートガバナンス・コードの案が公表されたこと (17 日)、自由民主党・公明党が「平成 27 年度税制改正大綱」を発表したこと (30 日)、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150120\\_009354.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150120_009354.html)

## 【23日】

### 流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件（案）

#### ～【金融庁告示案】国際統一基準行、2015年度第1四半期よりLCR開示～

2014年12月1日、金融庁は、流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）に関して、国際統一基準行を対象として、流動性に係る経営の健全性の状況を開示させるべく、「第三の柱」に係る「告示」の案（LCR開示告示案）を公表している。

LCR開示告示案は、国際統一基準行に対し、LCRを導入するための「第一の柱」に係る「告示」（LCR告示）が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、LCR開示告示案は、LCR告示と同様に、単体及び連結での遵守が求められる。

LCRに関する定量的開示事項（四半期の開示事項）では、LCRの算式における分母にあたる純資金流出額（資金流出額から資金流入額を控除して得た額）の内訳は開示が求められるものの、分子の適格流動資産の内訳は一切開示が求められていない。

LCR開示告示案の目的が、国際統一基準行における流動性に係る経営の健全性の状況の開示にあることにかんがみれば、適格流動資産の内訳の非開示をもって制度上の欠陥があるということにはならないであろう。

もっとも、仮に適格流動資産の内訳が開示されれば、国際統一基準行における適格担保（日本銀行が適格と認める担保をいう。LCRの適格流動資産に該当するものと思われる。）の保有状況を探るための一助となるはずである。

そのため、LCR開示告示案は、投資家のそのような期待には応えるものではないといえることができる。

金融庁は、2014年12月1日から2015年1月5日までLCR開示告示案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式なLCR開示告示を、2015年6月30日（2015年度第1四半期）から適用する意向としている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150123\\_009371.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150123_009371.html)

## バーゼルⅢの初歩 第15回

### 「流動性カバレッジ比率」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第15回は、流動性カバレッジ比率の内容を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20150123\\_009360.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20150123_009360.html)

## 【27日】

### 消費税増税等の家計への影響試算（2015年度予算案反映版）

#### ～2011年から2018年までの家計の実質可処分所得の推移を試算～

2015年1月14日に閣議決定された2015年度政府予算案の発表を受け、2014年12月に発表した「消費税増税等の家計への影響試算」（以下、要約内では改訂前）を改訂した。

子育て世帯臨時特例給付金が2015年度は子ども1人あたり3千円支給されることとなったため、これが支給される世帯の改訂後の2015年の家計の実質可処分所得は、改訂前よりわずかに上方修正された。

2013年から2014年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金の支給により、消費税率引き上げに伴う中低所得層の負担増を緩和する効果があった。しかし、2014年から2015年に向け

ては、子育て世帯臨時特例給付金の支給額が減少するため、同じ「片働き4人世帯」の中では、世帯年収が低くなるほど実質可処分所得の減少率が大きくなる。

年収300万円の片働き4人世帯における、2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少率は、改訂前の1.5%から改訂後は1.2%に縮小している。しかし、片働き4人世帯の中で世帯年収別に比較すると、依然として、年収が低い世帯ほど2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少率が大きい「逆進性」が残っている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150127\\_009377.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150127_009377.html)

## 会社法改正に伴う金融商品取引法関連法令の見直し

### ～整備法による金融商品取引法改正と同施行令の改正～

2014年6月の会社法改正に伴い、金融商品取引法についても改正が行われた。また、2015年1月23日には、金融商品取引法施行令改正についての閣議決定も行われた。

この中には、監査等委員会設置会社制度の導入に伴う金融商品取引所や金融商品取引業者の機関設計に関する改正や、特別支配株主による株式等売渡請求（いわゆるキャッシュ・アウト）の創設に伴うインサイダー取引規制や公開買付規制の見直しなどが盛り込まれている。

これらの見直しは、会社法改正法の施行日（2015年5月1日の予定）から施行することが予定されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150127\\_009379.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150127_009379.html)

## 【29日】

### バーゼル委、ソブリン・リスクの見直しへ

#### ～【BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）】見直しの内容や時期は未定～

2015年1月23日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、“The Basel Committee’s work programme for 2015 and 2016”（「BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）」）を公表している。ここで注目されるのが、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しに関する記述である。

現行のバーゼル規制は、自国通貨建ての自国ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建てで調達されたものについては、各管轄（法域）の裁量により、適格格付機関の格付やカントリー・リスク・スコアに基づくものより低いリスク・ウェイトを適用することを認めている（標準的手法）。そのため、例えば日米欧では、このオプションを援用し、自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）の自国（欧州ではEU圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）で調達されたものは、リスク・フリー（リスク・ウェイト0%）としている。

このような取扱いに起因する矛盾は、2010年の欧州ソブリン危機で顕著になっている。というのも、デフォルトの危機にさらされたEU加盟国の国債であっても、EU圏内の通貨建て（例えばユーロ建て）であり、同通貨建てで調達されたものであれば、リスク・フリーとすることが認められたためである。

ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しについて、「BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）」では、その内容や時期については一切触れられていない。

そのため、推測の域を出ないが、見直しの内容については、自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）の自国（欧州ではEU圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）で調達されたものをリスク・フリーとする取扱いの是非が含まれるのではないかと思われる。

見直しの時期については、2016年までに市中協議文書の公表にこぎつけることがBCBSのターゲットであると思われるが、政治的にセンシティブなテーマであるがゆえに、その実施については、バーゼルⅢの完全実施が求められる2019年1月よりも前倒しになるということはないものと思われる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150129\\_009384.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150129_009384.html)

## ◇1月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
ニッキン (1月1日付12面)	相続税の改正の影響試算	是枝 俊悟
日本経済新聞 (1月13日付朝刊13面)	「エコノ探偵団」内で 相続税・贈与税の改正についてコメント	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (1月18日付52面)	高額療養費制度の改正について コメント	是枝 俊悟
Financial Adviser (2月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 47 「年単世家計簿」による家計の現状把握	是枝 俊悟
資本市場研究会 発行 (1月26日発行)	『NISA 導入の経緯・目的・特徴と今後』 (資本市場研究会・編「企業法制の将来展望 資本市場制度の改革への提言 2015年度版」 の第1章として執筆)	吉井 一洋
週刊ダイヤモンド (1月31日号)	数字は語る— またも狙い撃ちされる年収1000万円超世帯 自助努力が不可欠	是枝 俊悟
財界 (2月10日号)	相続税・贈与税の改正についてコメント	是枝 俊悟

## ◇1月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
1月8日掲載	コラム：独立社外取締役の「助言」機能 ～コーポレートガバナンス・コード雑感 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20150108_009323.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20150108_009323.html</a>	横山 淳